

東京都動物の愛護及び管理に関する条例等の改正の概要

東京都では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）の一部改正を受け、東京都動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年東京都条例第4号。以下「条例」という。）及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成18年東京都規則第105号。以下「条例施行規則」という。）を一部改正した。

1 改正内容

法等の改正に伴い、動物愛護推進員等の規定が改められたため、条例及び条例施行規則について所定の改正を行うとともに規定を整備。

(1) 条例

ア 第5条及び第8条

犬及び猫の適正飼養が困難な場合の繁殖防止が義務化されたことに伴い、法と重複する規定を整理。

イ 第10条

特定動物に、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物が交雑することにより生じた動物が新たに追加されたことに伴い、条例第10条に定める特定動物の定義を整理。

ウ 第12条

動物愛護推進員の委嘱が努力義務化されたことに伴い、文言を整理。

エ 第16条

動物取扱責任者研修の実施が委託できるようになったことに伴い、文言を追加。

オ 第32条

動物愛護管理担当職員の位置付けの明確化に伴い、文言を整理。

カ 第16条の2、第16条の3及び第35条

条ずれ等に伴い、文言を整理。

(2) 条例施行規則

ア 第5条

動物取扱責任者研修について、具体的な実施の方法を別に定める旨を規定。

イ 第8条、別記第1号及び別記第13号

条例改正等に伴う文言の整理。

2 施行日

令和2年6月17日